

令和6年8月2日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社志賀建設（所在地 福島県石川郡石川町）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 高橋（内線：2511）

○契約課 課長補佐 倉持（内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 大野（内線：5880）

経理調達課 課長 池田（内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社志賀建設	福島県石川郡石川町字屋敷入63

2. 指名停止措置期間

令和6年8月2日から令和6年11月1日まで（3ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者の元取締役は、取締役だった令和4年度に福島県石川町が発注した複数の公共工事の入札において、石川町長が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和6年4月30日及び同年5月21日、福島県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年5月21日に地検郡山支部に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。その後、当該業者の元取締役は、複数の公共工事の入札情報を入手した見返りとして、約42万円相当の物品を提供したとして、同年6月10日、福島県警に贈賄の容疑で再逮捕された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の元取締役が公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第8号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第8号>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。） イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヵ月以内